

政治活動用事務所立札、看板の類の掲示について

平塚市選挙管理委員会

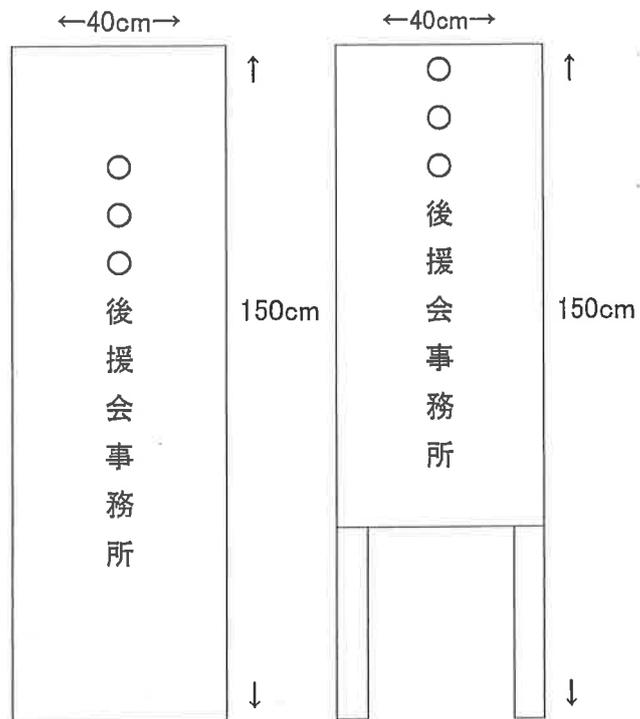
このことについて、次のことに御注意ください。

記

- 1 証 票 当委員会が交付した証票は、立札、看板の類の表面の見やすい所に表示してください。
- 2 規 格 立札、看板の類の規格は、縦150cm、横40cm以内です。
(裏面参照)〔公職選挙法第143条第17項〕
- 3 記載内容 後援団体や候補者等の政治活動用事務所を表示する内容のものであって、選挙運動にわたる内容の記載はできません。
- 4 掲示数 後援団体、候補者等の政治活動用事務所ごとに立札、看板の類を通じて2以内で、総数は各6です。〔公職選挙法第143条第16項第1号〕
- 5 その他 (1) 証票の交付を受けていても立札、看板の類を選挙運動期間中あらたに掲示したり、すでに掲示してあるものを他の場所に移したりすると公職選挙法第146条、第201条の13に違反する場合があります。

(2) 後援団体の名称変更や掲示場所の変更があった場合は、速やかに選挙管理委員会に届出てください。

別紙



- 1 立札、看板の材料に制限はない。
- 2 立札、看板の大きさの規格は、足も含まれる。
- 3 回転式（電動、風力等）の看板は使用できない。